

## 都市計画税充当額一覧

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業(街路事業、公園事業等)や、土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課されている地方税で、固定資産税と同様に1月1日現在の土地、家屋の所有者に課税されます。

令和2年度新居浜市一般会計予算における都市計画税の充当状況については、次のとおりです。

単位:千円

区 分	令和2年度 予算額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国・県支出金	地方債	その他		うち都市計画税	
街路事業	165,505	53,900	89,400	0	22,205	12,395	
公共下水道事業会計繰出金	125,070	0	0	0	125,070	69,815	
公債費	一般会計分	651,752	0	0	0	651,752	363,815
	公共下水道事業会計繰出分	1,402,654	0	0	0	1,402,654	782,975
	小 計	2,054,406	0	0	0	2,054,406	1,146,790
合 計	2,344,981	53,900	89,400	0	2,201,681	1,229,000	

※予算額は、都市計画税を充当する事業の合計となっており、区分全体の予算額とは異なります。